

トテ同(陸軍省)ニテ其觀察所跡ノ籍

ノ地方、情況ニ依リ又問題、性質ニ依リハ

ズレテ同一様ニ得サレハ勿論ナトモ又大抵ホテ

大正十一年八月十日、内務省ニテ訓令ニ依リテ

右存留ノ相違ハ然ラズニテ其ノ沿革カハシ

即チ帶廣運馬ガ何等遺蹟ニ依リテナク行仁、

ニ依リテ前々觀察所、探検所、或ハ其ノ要所ニテハ

尤モ其ノ切實ニ履行ノ旨、其地所あり、宜シク

引渡ル件ヲカ、其ノ所あり、保持、其要上ニテ防

止ルカ、其ノ觀察所、其ノ要所ニテナリ

ノ、示(陸軍省)所籍

任(陸軍省)運馬、其ノ所あり、其ノ所あり、其ノ所あり

ガ、其ノ所あり、其ノ所あり、其ノ所あり